

第三十一回国 参議院建設委員会會議録第十号

昭和三十四年二月十九日(木曜日)午前
十時五十二分開会

委員の異動

本日委員佐野廣君辞任につき、その補
欠として泉山三六君を議長において指
名した。

出席者は左の通り。

委員長 早川 慎一君
理事 稻浦 鹿藏君
岩沢 忠恭君
田中 一君

委員

小山邦太郎君
西岡 ハル君
松野 孝一君
秋山 長造君
内村 清次君
重盛 壽治君
村上 義一君
安部 清美君

國務大臣

建設大臣 遠藤 三郎君

政府委員

首都圏整備委
員会事務局長 樺山 俊夫君
首都圏整備委員
会計課第一部長 水野 岑君
首都圏整備委員
会計課第二部長 石塚 久司君
建設政務次官 徳安 實藏君

本日の会議に付した案件

○首都圏の既成市街地における工業等
の制限に関する法律案(内閣提出)
○参考人の出席要求に関する件

○委員長(早川慎一君) これより建設
委員会を開会いたします。

まず、首都圏の既成市街地における
工業等の制限に関する法律案を議題と
いたします。

御質疑のある方は順次御発言を願
います。

○田中一君 これは、提案理由の説明
だけ聞いておるので、一応逐条説明を
聞いてみたいと思うのですがね。

○委員長(早川慎一君) それでは、本
法案に対する一応の説明は聞きました
が、なお補足説明を政府委員からお願
いいたします。

なお、本日の出席政府委員は、樺山
事務局長、水野第一部長、石塚第二部
長、以上の三氏であります。

○政府委員(樺山俊夫君) それでは、
首都圏の既成市街地における工業等の
制限に関する法律案の逐条説明を申し
上げます。

第一条は、目的を規定しておりますし
て、すでに提案理由説明の際申し上げ
た通りでございますので、説明を省略
させていただきます。

第二条は、以下の条文に出て参りま
す「既成市街地」、「作業場」、「教
室」、「制限施設」、「基準面積」及
び「学校」の定義をいたしたものであ
ります。

第一項は、既成市街地の定義であり
ますが、これは首都圏整備法第二條第
三項の既成市街地の概念と同じものと
いたしております。すなわち、首都圏
整備法第二條第三項におきましては、

既成市街地とは「東京都及びこれと連
接する必要な都市を含む区域のうち、
政令で定める市街地の区域」と定めら
れております。この規定によりまし
て、東京都におきましては特別都市計
画法第三條の規定により緑地地域とし
て指定された区域を除いた二十三区
の全域、武蔵野市及び三鷹市については
その大部分の区域を、横浜市、川崎市
及び川口市におきましてはその相当部
分の区域を既成市街地と定めておりま
す。

第二項の「作業場」とは、物の加工
業を含み、政令で定める業種に属する
ものを除いた製造業の用に供する工場
の作業場をいうこととしたしてござい
ます。政令で除外する業種としては、新
聞業、出版業、市乳製造業、製氷業、
生コンクリート製造業等を予定してお
りまして、住民の生活上、製品の性質
上等により明らかに制限区域内に立地
せざるを得ない業種にのみ限定してい
く考えであります。

第三項の「教室」とは、学校教育法第
一条に規定する大学のうち政令で定め
る大学を除いたもの及び同法第八十三
條第一項に規定する各種学校のうち政
令で定める各種学校を除いたものの教
室をいうこととしております。大
学または各種学校のうち、主として制
限区域内の住民を対象としているよう
な施設、たとえば勤労者を対象とする
夜間学校は政令で除外していきたいと
考えております。また「教室」とは、
いわゆる講義室をいうのでありまし

て、実習室、実験室等は除外しており
ます。

第四項の「制限施設」とは、作業場
または教室で、一の団地内にあるもの
の床面積の合計が次に御説明申し上げ
ます基準面積以上のものをいうことと
いたしております。

第五項の「基準面積」とは、作業場
につきましては、工場の種類に従つて
千六百平方メートル(約五百坪)以上
で政令で定める面積とし、大学の教室
につきましては二千平方メートル(約
六百坪)、各種学校の教室につきまし
ては千平方メートル(約三百坪)と規
定したものであります。作業場につき
ましては、中小企業に与える影響を考
慮いたしまして、作業場床面積千六百
平方メートル(約五百坪)を最低基準と
し、従業者百人程度以上の規模の工場
を目安として、業種別に政令で基準面
積を定めることとしたのでありま
す。また、大学及び各種学校につきま
しては、小規模のものは、主として制
限区域内の住民の子弟を対象としたも
のでありますので、おおむね学生また
は生徒数が千人程度のもを制限の対
象といたしまして基準面積を定めたも
のであります。

第三条は、工業等制限区域を規定い
たしてあります。すなわち、前条で説
明申し上げました既成市街地のうち、
特に人口や産業の集中のはなはだしい
東京都の特別区、武蔵野市及び三鷹市
の区域を工業等制限区域といたしたの
であります。また、東京都の特別区に

属する海面埋立地については、真に工
業の用に供されるものとして首都圏整
備委員会、運輸省、その他関係行政
が協議して定めた区域を政令で制限区
域から除外したいと考えております。

第四条は、要許可行為となる「制限
施設の新設」の内容を明確にすると
もに、制限区域内においては、制限施
設の新設を原則として禁止し、ただ例
外的に東京都知事の許可を受けた場合
にのみ新設しうる旨を規定したのであ
ります。

制限施設の新設の内容としては、次
の三つの場合に分けて考えておりま
す。すなわち、第一に、制限施設の新
設としては、さらにその作業場また
は教室が基準面積以上の工場または学
校を新築する場合であり、本条第一項
で「制限施設の新設」と言っているの
は、この場合を指しているものであり
ます。第二に、制限施設以外の施設、
たとえば倉庫、事務所等の用途を變更
したり、何らの用途に供されていない
施設を利用して、基準面積以上の作業
場または教室に使用しようとする場合
も制限施設の新設とみなすものであり
ます。第二項第一号で規定してありま
すのは、このことをさしておるのであ
ります。ただこの場合、以前に制限施
設であったことがある施設について
は、それが現在他の用途に使用され
ていても、それを再び制限施設として使
用することは許可を要しないこととい
はしてあります。これは、製造業につ

きましては、経済情勢の変動により、工場

を長期閉鎖し、またはこれを一時他の用途に転用した後、工場を再開するような事例も多く見られ、この場合一々工場の再開のたびに許可にかかわらねばならないと考へたからであります。「制限施設の新設」の第三の場合といたしましては、最初に規模の小さな作業場または教室を作り、その後同一の団地内において逐次増設する場合、すなわち、作業場や教室を新築したり増築したり、または作業場や教室以外の施設を用途を変更したり、あるいは遊休施設を工場や学校に利用することによって作業場や教室の全体の床面積が基準面積以上のものになる場合も制限施設の新設とみなすことにいたしました。第二号の規定は、この第三の場合を規定したものであります。

第五号は、第四号第一項ただし書きの許可を受けて制限施設を新設した者は、その後行つて増設については制限を受けないこととした規定であります。知事が制限施設の新設の許可をいたしました場合は、あとで御説明いたしますが、許可の基準に従つて、真にやむを得ないもののみを許可することとしたしておりますので、一度許可を受けた事業については、それがその後の情勢の変化に応じて増設せざるを得なくなつた場合であっても、再度の許可手続を省略することとしたのであります。

第六号の規定は、一の地域が制限区域となつた際における経過措置であります。すなわち、この法律施行前からある既存の工場または学校や、工事中の工場または学校について、あるいは今後制限区域が拡張される場合に、

既存の権益を保護する必要がありますので、本即にかかる措置を規定したものであります。

第一項の規定は、一の地域が制限区域となつた際、現にその区域内において施行されている工事に係る制限施設の新設については、許可を要しないこととしたのであります。制限区域となる前から遂行されていた工事につきましては、他の立法例にもない、これを救済することとしたのであります。

第二項の規定は、一の地域が制限区域となつた際現に存した作業場または教室についての経過規定でありまして、既存の施設について制限を緩和しております。すなわち、第一に、作業場または教室について、その業種を変更することによって制限施設に該当することとなつた場合は、許可を要しないこととしたのであります。また、これらの作業場または教室の用途を廃止した後、これをそのまま制限施設に該当する作業場または教室に利用いたします場合には、同様に取り扱ひをいたすこととしたのであります。第二に、一の地域が制限区域となつた際に、既存の作業場または教室を拡張して、同一団地内においてその床面積を増加させます場合には、もとの作業場または教室の床面積は除外し、新規に増加させる部分のみが基準面積に達するまでは制限しないこととしたのであります。これは第四号第二項の規定の特例であります。

第三項の規定は、一の地域が制限区域になつた際現に工事中の作業場または教室につきましても、既存の作業場または教室と同様に、第二項の規定に

ついて述べましたような制限緩和の取扱ひをしたものであります。また、一の地域が制限区域となつた際何らの用途に供されていない施設であつて、以前に製造業または学校の用に供されていても、たとへば、空き工場等につきましても同様の取扱ひをしたのであります。

第四項の規定は、一の地域が制限区域となつた際現にその区域内において作業場または教室を製造業または学校の用に供していた者の事業経営に与える影響を十分勘案いたしましたして、その地域が制限区域となつた日から起算して六カ月以内知事に届け出た場合は、その団地内におけるその後の増設を制限しないこととしたのであります。

第五項の規定は、一の地域が制限区域となつた際作業場または教室について工事施行中のものにつきまして、前項と同様に取り扱ひたものであります。

第六項の規定は、政令の改正により制限施設の範囲が変つた場合の経過措置であります。政令の改正により制限施設の範囲が変つた場合には、第二号第二項及び第三項の規定に基き政令が改正されて今までの制限施設でなかつた工場、学校が制限施設となる場合、並びに第二号第五項の規定による作業場の基準面積を定める政令が改正された場合が考えられます。かような場合には第五項の規定に準じて必要な経過措置を政令で定め、既存権益を保護することとしたのであります。

第七号は、許可の申請手続についての規定であります。申請書に記載すべき事項を第一項において規定いたしま

すとともに、制限施設にかかる敷地及び建築物の配置図、その他許可の基準に該当するかいなかを判断できるような資料を政令で定めて添付すべきものといたしましたのであります。

第八号は、許可の基準を定めております。すなわち、知事は、第四号第一項ただし書きの許可の申請があつたときは、次の各号の一に該当する場合でなければ許可をしなければならないこととしております。第一号は、当該制限施設の新設が制限区域内における人口の増大をもたらすこととならな

いと認められるときであります。これはこの法律の目的から見て当然であり、たとへば、すでに基準面積以上の作業場を設置していた者がこれを取りこわして他の場所に移転するようした場合で、そのために従業員数が増加するものでない場合等がこれに該当すると考へております。第二号は、当該制限施設の新設によつて、制限区域内における住民または他の事業者が、その生活に支障をきたす恐れがあるときであり、または将来受けるべき著しい不便が排除されると認められるときであります。これには主として制限区域の住民のために技術習得のための各種学校の新設がせむとも必要である場合、制限区域内の既存工場のための維持補修の工場が必要な場合等も考へております。第三号は、制限区域外において申請者が当該申請にかかる事業を営むことが著しく困難であると認められるときであります。これには制限区域内にある親工場に主として依存し、制限区域外に立地することが著しく困難な下請工場の新設等を考へております。第四号は、その他政令で定める場

合に該当するときであります。これは、前三号に該当しないが、制限区域内に立地することがやむを得ないもの、たとえば既存の大学の学部、学科の増設等で、学生の利便等を考慮して必要やむを得ないものと認められる場合等を考へております。

第二項は、知事が処分をするに當つて、産業政策及び文教政策との調整をはかり、処分の適正を期するため、申請にかゝる製造業または学校を所管している関係行政機関の長の承認を受けることを規定したものであります。

第九号は、許可または届出の承継の規定であります。すなわち、制限施設の新設についてその許可を受けた場合、または一の地域が制限区域となつた際現にその区域内において作業場もしくは教室をその事業の用に供している者が、知事に届出をした場合もしくは第六号第六項の規定に基き政令の規定による届出をした場合において、これらの施設を事業または学校の譲り受け、相続、合併等の包括承継により承継した者があつたときは、その者が、その行為が行われ、またはその事実があつたときから六カ月以内に知事に届出をしたときは、許可を受けまたは届出をした者の地位を承継することとしたのであります。

第十号は、許可の取り消しについての規定であります。第四号第一項ただし書きの規定によつて制限施設の新設の許可を受けた者は、すみやかに工事に着手すべきものであることは当然でありまして、正当な理由がないのに一年以内に工事に着手しないときは、知事はその許可を取り消し得ることとしたのであ

りません。

であります。この場合におきまして、許可の場合と同様に、あらかじめ関係行政機関の長の承認を要するものといはしたものであります。

第十一條は、違反に対する措置に關する規定であります。本法制定の趣旨にかんがみまして、違反に対する措置としては、制限施設のうち基準面積を越える部分の使用制限命令を出し得るようにならなければならないものと規定を設けたものであります。すなわち、知事は、第六條第四項に規定しております届出があつた場合、第六條第六項の規定に基く政令の規定による届出があつた場合及び前條の規定によりまして違反に対する措置として制限施設の使用制限を命じようとする場合、以上の場合に限り、立ち入り検査を行うことができることとしたのであります。

第十三條は、聴聞の規定であります。すなわち知事が第十條第一項の規定または第十一條の規定によりまして、許可の取り消しまたは違反に対する措置を行おうとする場合に、事前に公開による聴聞を行うことを要する旨を定め、もつて、これらの処分を公正を期し、関係者の権利、利益が不当に侵害されることのないようにならなければならないものと規定を設けたのであります。

第十四條は、訴願の規定であります。すなわち本法の規定による知事の処分に対し不服のある者の救済措置といたしまして、この法律の主務大臣である内閣総理大臣に訴願を提起し得る道を開いたのであります。内閣総理大臣がこの訴願を裁決しようとするときは、首都圏整備委員会及びその他の関係行政機関の長の意見を聞かなければならないこととし、裁決の公正を期することとしたのであります。

第十五條は、国に対する適用を明示した規定であります。国がみずから製造業の用に供するための工場の作業場または学校の教室を新設する場合も、国以外の者と同様に本法の適用を受けさせることは、この法律の目的に照らして当然でありまして、本条はこの旨を特に明確に規定したのであります。

第十六條は、他の関係法律の適用についての規定であります。第四條第一項ただし書きの許可の対象となる制限施設の施設に關しましては、建築基準法、学校教育法、火災類取締法等の他の法令において、本法とは別の観点から行政庁の許可認可等の処分を要することとなつてゐるものもありません。本条は、このような他の法令と本法とが併列的に適用されるものであることを法律上明確にしたのであります。

第十七條から第十九條までの規定は、本法の施行に關し必要な罰則を規定したものであります。他の法令の類似の規定の罰則と均衡をとつて定められたものであります。

附則第二項は、本法の施行に關する事務を首都圏整備委員会事務局として行わしめるため、首都圏整備法について所要の改正をなすものであります。以上でございます。

○委員長(早川慎一君) それではこれから質疑に入ります。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○田中一君 前国会で相当内容については質疑をいたしました。ことに、利害関係者並びに学識経験者の御意見を伺つたのであります。参考人の意見に対してどういふ見解を今日持たれているか。私が聞いた範囲では、自分の了解としては、すべて条件付き賛成というふうに見受けられたわけでありまして、従つて、これに対する大臣が来ればいいのですが、政務次官が来ていますね。

○政府委員(徳安實藏君) その問題は、私には関係がないのですが……

○田中一君 それでは大臣が来てから質問します。

○秋山長造君 ちょっとお尋ねします。この法律は、ただ人口増大を防ぐということだけなのですか。

○政府委員(榊山俊夫君) 第一條に規定しておりますように、首都に對し人口と産業が過度に集中をいたしまして、首都としての機能が非常に低下をいたしておりますので、ただいまのお説のように人口の増大を抑制いたしますために、この法律をお願いしたわけでございます。

○秋山長造君 人口増大を防ぐという工場とか学校がその主たるものという規定がしてあるのですけれども、事実上それでしうか。たとえば中小工場あたりなら、やはり工場ができればそれだけ人口も相当ふえるということがあり得るけれども、最近のようによりオートメーションになつてしまえば、これはもう大規模な工場ほど逆に人は余りふえない。むしろ総合的には従業員等は減つていくということじゃないかと思つておられます。それは確かか。人かふえるけれども、私はむしろ東京なんかのような大都市の人口増加の

原因というのは、工場とか学校とかというよりなことでなくして、たとえば商業、あるいは今、丸の内から西銀座かいわいにやたらに建つてゐるビルディングですね、いろいろなビルが、高層建築が統々と一切のあき地を埋めてしまつて建つてゐるわけですね。それから外堀を埋めて高速道路、いろいろ問題の多いあの高速道路ができて、これまで道路やらデパートやらわからぬようなものがどんどんできて、そしてやたらに西銀座かいわいがもう人の洪水で押し合つてゐるような状態なんです。ああいうことこそ私は人口増大の一番大きな原因になつてゐるのじゃないかと思つておられます。そういうものを全然触れないで、ただ大規模な工場というだけで、昔の常識なら、大規模な工場ができればそれだけ人口もふえるでしょうけれども、今の状態だつたら、あるいは今後の見通しとしては、大規模な工場というものはますますかえつて従業員数というものは少なくて済む。従つて人口増加というよりなことにあまり関係がないのじゃないかと思つておられます。その点はどうお考えになりますか。

○政府委員(榊山俊夫君) ただいまのお説にありました、大規模な工場はオートメーション化したしまして、人数が少くなるという御意見は、一応ごもつともであると思つておられます。ただ業種によりまして、オートメーションが非常に進んでおる業種もございまして、けれども、また他の業種におきましては、オートメーションによりまして人数を減していくことができない業種も相当あるように考えておるのでございまして。

それから、東京の人口増大の原因についての御意見でございますが、お説のように、いわゆる中小商業でありますとか、あるいはまたサービス業でありますとか、そういうものによりまして人口増加も確かにございまして。ただ現在までの統計で見ましたところによりますと、東京におきまして人口増加が一番大きな原因になつておられますのは、工業関係の従業者が一番その大きな部分を占めておるのであります。その次は学校の関係の転入者があるという統計が出ておるのであります。そういう意味から、その大きな原因になつておられますもの、できます工場あるいは学校のために入つてきます人口をとりあえず押えていくということ、まず第一段の目的を達成いたしました、かように考えておるわけでありまして。

それから、この法律は、お説にありましたように、東京に入つて参ります人口を抑制するのがおの目的でございますけれども、私も首都圏整備の考え方といたしましては、一面に東京に入つて参ります人口を抑制いたしますと同時に、東京の周辺に工業を中心とした新しい衛星都市を建設をいたしました。そこに人口を吸収を、また定着させるという方途とあわせてこの法律の実効を期していきたいというふうな考えで進んでおるのであります。

○秋山長造君 そういたしますと大規模な工場なり学校なりの新設を制限するといふ方法で人口の集中を食い止めていく、その限りにおいて食い止めていくということだけであつて、それ以外にルートを通じて人口が集中するとい

うことはやむを得ぬでかまわぬのだ、
こういふ考え方に立つておられるので
すか。

○政府委員(鎌山俊夫君) 人口集中の
原因は、先ほど申しましたようにい
ろいろな原因が入つてくるのでござい
まして、都市生活を営みますためにど
うしても必要な、あるいはサービスマ
ンでありますとか病院の関係でありま
すとか、こういったもので、都市生活
を営みます上にどうも必要なもの
があるわけでございます。こういったた
ものを制限いたしますことは、いわゆ
る都市の機能を阻害するということに
もなるわけでございます。そういった
意味からその問題には手がつけられな
いというのが現状であると思ひます。
従いまして、工場、学校等必ずしも
東京内に立地しなくてもいいものがあ
るわけでございます。そういったもの
をとりあえず第一措置といたしまし
て、対象として、それによつて人口を
押えていくことを考えておるの
でございます。

それで、先ほど申し上げましたよう
に、人口の流入を防止します方法とい
たしまして、東京都の周辺に衛星都市を
建設をいたしまして、そこに人口を吸
収をいたしまして、それを定着させる
という方途を目下鋭意育成をはかつて
おるような次第でございます。

○秋山長造君 そりいたしましたこと、こ
の法律は、人口の東京集中ということ
に対する抜本的な対策ということでは
なくして、抜本的な対策は、それはと
ても手がつかぬ、お手あげだ、まあし
しほうって置くわけにもいかぬから、
気休め程度に少し限の方をいじくつ
てみようかという程度のものにすぎ

ぬという感じを持つのですがね。同じ
やるならもう少し抜本的なものを考え
てやたらどうですか。たとえば、そ
れは外部から東京都に対する人口流入
という問題もあるでしょうけれども、
同時に、東京都内においても、丸の内
から銀座かいわいのああいう中心地帯
に対する人口の集中という問題もこれ
はゆるがせにできぬので、外から来る
のはこういふことで多少ブレーキをか
けるということになるかもしれぬが、
しかしそれにしても、最近の西銀座辺
の雑踏ぶりというものは、これは実
ひどいですね。しかも、あれは実
今まで通りあつたら、まだ多少気持
けでもあの辺にゆとりがあるでし
けれども、もう堀もなくなつたし、そ
して高速度道路などいつてみたところ
で、これで一体あれは道路のために
建つたのか、それとも新しく商店街を
作るために道路という名前を許可を
つて建つたやら、われわれは非常に大
きな疑問を持つておるのですが、ああ
いう措置——とにかくあの中心部へま
ます人が集中して雑踏するようにな
るばかり手放しでやつておるのだから、
工場だとか学校だとかいう程度のもの
をちよつといじくつてみて、それで人
口の集中を防ぐと言つてみたところ
で、私は無意味だとは言わぬけれど、
あなた方の気休め程度の法律以外
の何ものでもない極言せざるを得な
いのですがね。もう少し、やはり首都
圏整備法が何か、その法律まであるの
ですから、こういふおさなりなもので
なしに、もう少しやはり都市の人口集
中を何とかするといふ抜本的な大きな
方針といふものを打ち出されたらどう
ですか。

○政府委員(鎌山俊夫君) ただいまの
御意見の中で、首都に対する人口の流
入を防ぎますために、この程度の法律
ではきわめて徹底的なものではないか
という御意見でございますが、お説の
ように、首都に対する人口の集中の原
因は、いろいろな問題が、根本的な問
題があると思ひます。従いまして、こ
の法律によりまして抜本的にこの問題
をすべて解決していくということには
ならないのではないかとこのお説に對
しましては、私も実は同感でござ
います。ただ、抜本的な方途はいろ
ろございまして、私ども、そしてまた、
私どももいたしまして、できるだけ
そういった面に研究を進めましていか
なければならぬと思ひます。けれど
も、当面の実行可能な問題といたしま
して、この法律によりまして、現在の
東京に集中して参ります人口を幾らか
でもとにかく防いでいくという意味合
いで、数歩前進という意味で、一つこ
の法律の意味合いをおくみ取りをいた
だきたいと思ひます。

それから、東京の都内におきまして
も、中心のいわゆる都心部における混
乱が非常なものであるという点は、全
くお説の通りでございます。これらの
問題に對しましては、都市整備という
面から道路あるいは交通機関その他に
つきまして整備をしていかなければな
らない面もございまして、それ
以外に都心の混乱をこれ以上助長いた
しませんための方策をこれ以上助長いた
していかねばならぬと思ひます。
たとえば池袋なり新宿、渋谷、五反
田といふような副都心の育成をいたし
まして、都心に集中して参ります人口

を副都心に引き寄せまして、都心の混
乱をできるだけ少くするというような
方途も私どももいたしましては考えま
して、これを実行に移していくように
施策をいたしておるのでございます。

○秋山長造君 都心の人口集中ある
いは交通機関の雑踏をこれ以上助長し
ないための努力をされているというお
説ですが、まあ私が見た感じは、これ
以上助長せぬように努力されておるよ
うな跡は全然見えぬのです。ますます
助長されておるのではないと思ひ
ます。たとえば、あの外堀を埋めて西銀座の
百貨店街を作つたのは、あれはだれの
責任ですか。ますます助長して
いる責任ではないですか。それをあなた、おさ
なりなことを言つて、ちつとも押えるど
ころではない、あなた方自身はますま
す助長していると思ひます。あの雑踏の一
番大きい責任はやはりあなた方に私
があると思ひます。都知事もあつたか
もしれぬが、それを監督しておるの
があなた方だろつと思ひます。だから多少のきき目
ある実行可能なところから手をつ
けるということ、わからぬこと
ないけれども、実行可能なところ
は、実行可能なことであつて——
実効が伴わぬということ、実
効が伴わぬということだと思ひ
ます。だから、これはもう少し総合
的な、同じ新しい立法をやられる
ならば、総合的な立法をやられる
べきであるということ、同時に、ほん
とに都心に対する人口の集中を防ぐ
という気持が事実あるならば、今あ
の手放しでどんどん、かえつて人口
集中をますます助長されておるよ
うなことを、何とか中止をされたら
どうですか。あの高速度道路なんか
見ても、上り口も

なければお入り口もないようなところ
を、どうやって自動車を通るので
すか。あれを道路だと思ひ人はあり
ませんよ。どんないなかの人が東京
見物に来て、あれは百貨店ができた
だと思ひますよ。あれが道路だと思
ひやしません。それも、道幅だつて
広かつたり狭かつたり、あれでどう
して自動車を通すのですか。私は、し
ろろと考えるかもしれぬけれども、全
常識で判断できぬのです。あの高
速道路あるいはあの商店街、さら
に堀を埋めたのはだれの責任で
すか。または、あれを埋めなだ場
と埋めた場合と、どつちが人口の集
中を防ぐ効果があるかということ、私
は率直に聞いてみたいと思ひます。

○政府委員(鎌山俊夫君) 抜本的な
人口集中を抑制いたします方法につ
きましては、お説の通りでございます
が、私どももいたしまして、この点
は、将来十分調査をいたしまして検
討をいたさなければならぬ問題であ
ると考へております。

それから、都心に集まつてきたもの
を分散いたします方法としては、た
とえば先ほど申しましたような方途
によりまして、副都心を育成するとい
う方途で、都心に集まつてきます
ものを極力防ぐという方法を講じて
おるのでございますけれども、お説の
ように、都心部に集まつて参ります
非常にものございまして、かたがた
私どもの努力も必ずしも十分でない
点がございます。その勢いを完全に
防ぎとめるということはなかなか困
難なわけでございます。しかしながら、
それにもかかわりませず、お説のよう

に、都心に対します集中の勢いを何とか食い止めていくという方途を、今後とも私どもは十分努力をいたさなければならぬ、かように考えておりま

○秋山長造君 それは、おぎなりの、ただ答弁のための答弁ですよ。努力をするといつたところで、逆な努力をしていて、それを食い止める努力をしていなければ、何ら将来こりするといふことはできっこないのです。これは、政府も東京都庁も、寄つてたかつて、一致協力して、ますます人口を集中させ、雑踏させ、あの辺を混み入らすよ

うな努力をやつておられるからできぬので、それを将来調査して食い止めるなんて、そんなことをただ言うてみるだけで、調査なんというものは、すでにできてはいますよ。ああいうことをして、それが一体人口の集中になるか、雑踏になるか、それとも、それを押えることに役立つのかどうかという問題は、すでに三十一年に首都圏整備法というものができて、そうして整備委員会もできておられるわけですから、その当時すでにそのくらいのこと

はわかつておつて、専門家も集まつておられることだから、見通しも立つておるはずだが、それを手放して、逆にどんどんやらして、また助長するよ

うなことをやらしておいて、それを食い止める道を将来考へるといつたつて、それはただ言うてみるだけで、ちつともきき目はありやしませんよ。だから、何かこれを、ほんとうに人口が都心に集中し、都心がこれ以上雑踏しない手を打たなければならぬというお考えならば、これは将来調査して考へるというよりなことでなしに、もう考へ

ははつきりしておるわけで、やる気があるかないかという点で、やる気があるならば、直ちに何か抜本的な手を打たれたらどうですか。高速道路の、あの西銀座のデパート街の工事をもうこれで打ち切るとか、何かそういうことをやられたらどうですか。これは建設次官どうですか。まあ所管外とおつしやつても、やはり大臣の責任で、あなたは大臣を補佐しておられるのだから、何か一言あつてしかるべきだと思ふ。

○政府委員(徳安實蔵君) 首都圏の方の関係につきましては、一応私どもの方の関係でございませぬものでござい

ますから、これから大臣に次官から御説明申し上げますが、ただいまお話しになりました数寄屋橋のところが高速道路、下の方に店舗ができておりますが、この問題につきましては、昨日も衆議院の方の委員会で非常によくやりました問題になりました。ただいま調査をいたしているわけでございます。

実はこの問題は、私が就任しない三、四年前からやかましい問題でありまして、衆議院では委員会でも相当に御研究にもなり、究明なされた事件ださうであります。しかし、まだ結論が、どうにも建設省として手の下しよるがなかつたよ

うな問題に對する調査を開始して、非常な次第でありまして、非常に怠慢のようではございませんけれども、過去

去のいきさつ等を聞いてみますと、非常に法の盲点がございまして、その結果、建設省でも手の下しよるがなかつたということが結局委員会でもずいぶん追及になり、また、つるし上げられるし、また、いろいろな関係者を呼んで究明されたようでもあります。過去において結局どうにもならなかつたといふいきさつがあるやうでありまして、これから、どういふ経過になつておりましたか、これも一べん調査すると同時に、今その当時の関係者はみんな役所にお

りませんが、これをもう一べん掘り下げて究明しよる、そうして善後措置等も、法に盲点がございましたら、これも一つ研究しよるという事で資料を衆議院の方に至急に出すことになりまして、いづれ衆議院の方に御要望がありますれば、そうしたものに対する資料も出しまして、そうして御研究をお願い、また私の方の役所でも、その点につきましても、世間からひんしゆくをかつておる問題でありますから、何とか処置をとりたいと、かように考へておられます。従つて、内容については御説明申し上げ得る資料が整うまでお待ち願ひたいと思ひます。

○秋山長造君 資料をいただいで、また質問してもいいのですが、ただ三、四年前から問題になつて、しかも、当時法の盲点をついてやつたといふことがわかつておれば、もし建設省の方でそういうことがよくないと思へば、どういふ盲点か知らぬが、すでにそういう盲点を穴埋めされる法律改正をやられなければおかしいのに、それを当時盲点だから仕方がないといふことでほつぽつて置いて、今、質問が出たから、あらためて調査して云々とい

ふことは、これはどうも、徳安さんに責任がないかもしれぬが、全く国民としてこれは腑に落ちぬ話だと思ひます。それで、なんだかんだと言つて問題にされながらも、既成事実としてどんどん進んでいるのでありますから、これは一日々々進んでいるのでありますから、ただ、全く困つた、仕方がないといふことでほつぽつて置くといふことはどうですかね。

○政府委員(徳安實蔵君) ごもつともだと思つたのです。しかし、政府の方でもその当時研究したやうですが、その欠陥を穴埋めする措置をとらなかつたといふことは、どういふ経過になつておりましたか、ただいま調査しておりますから、明細にさうした点もお示しできると思ひますが、盲点と申しましたら、結局権限が、だんだん、せんじ詰めてみますと都にあつた、都に移譲された権限を悪用されたといふことで、それを建設大臣なり監督官庁—政府の方で食い止めるよ

うな処置の法的根拠がなかつたといふよ

うなことをい

は、建設大臣として、ああいうこと

は別として、いいことか、それとも悪いことか、どつちだと思つておられるのですか。

○秋山長造君 ところで、そちらにお尋ねしますが、今、高速道路について政務次官からよくないという見解が述べられたのですが、そうするとあなた方は、やはり首都圏を整備していくための直接の責任を持っておられると思うのですが、あれに対してどういふ手を打ちに今までなされたのか、また、今どういふ手をお打ちになろうとおられるのか。それからまた、人口の都心地区への集中というのを食い止めるために、また、これ以上の交通地獄を緩和していくために、もういっとう手を打つことが必要だと思っておられるのか、それとも手放してほうっておかれようとするのか、その点の一つ御方針をはつきり伺わせていただきたい。

○政府委員(磯山俊夫君) 都心に対します人口の混雑を防止します問題は、実は先ほど申しましたように、私どもの方で考えておりますのは、副都心を整備いたしまして、都心に入ってくるものをそこで極力押えるということ、これは従来その方針でいろいろ施策を進めてきていたのでございまして、お説のように都心に対する混雑は非常なものでございまして、これは何としても食い止める方途を考えていかなくてはなりません。その一環といたしまして、副都心を強化いたしました。それに諸施設を完備していく、こういう方向で従来ともやってきておりますし、今後さらに一そうこの点には力を入れて参らなければいけない、かように考えております。

それはさつきから私しつこく言うように、努力したと思ふと思うのですよ。むしろ逆に、ますます都心に人口が集中し、ますます交通が、雑踏がひどくなるような傾向をあなた方自身が助長しておられるのではないかと思うのです。それで、その一つの例として、あの堀を埋め立てて、あんな商店街を作ったということを言っているだけで、何もそれだけにどまらぬのですけれど、副都心への集中を食い止めて、副都心を助長していくというならば、副都心を助長していくということはわかりませんが、都心への集中というのを、あらゆる手を打つて食い止める必要がなぬのに、食い止めるどころじゃない、ますます拍車をかけるようなことばかりやっておられて、それで都心へ集中することを食い止めるべく努力してきたと言つても、それは納得ができませんよ。私だけでは、だれも納得できぬ。あなた自身も納得できぬだろうと思う。(その通りだ)と呼ぶ者あり)これはだれが考へましても、去年の今日と、それから行つてみて、これはもう見違えるほど集中してきたという感じを持たぬ者はありませんか。これはもういふことをほりつておいて、ほうっておくばかりじゃない、それを事実上助長するようないことをやっておいて、それでこれを食い止めるべく努力もしてきたし、今後努力すると言つても、それはだれもあなた、そんなことを納得できるものじゃない。

それからもう一つ、丸の内辺に、もうビル・ラッシュといわれるほどやたらにビルがどんどん建つていくというよりなことも、あれはただ、まああの高層建築がよければ外国人が来て、なるほど東京はつばだと思つてくれるから、手放しでやっておられるのだから知らぬけれども、やはり都市集中という、人口の都心集中というよりな面から考えれば、ビルなんかほとんどあの辺の一方所に固まって、軒並みにこれができるれば、それはそれだけ人口は集中し、雑踏することはもうわかり切つた話です。それは少々工場なんかができるよりも、それはビル一つ建てた方がよほど人口は集中しますよ。だから、そういうことに對して、もう手放しで、ビルを幾らでもお建てなさい、幾らでも融資して上げますという方針でいられるのか。それとも、ビルなんかについて、やはり人口集中を食い止めるという面から、何らかのブレーキをかけていかれるのかですね、そこらをはつきりしていただきたいと思つてます。

で、まあこの法案にも、大規模な工場、大学、その他人口の増大をもたらす原因となるような施設ということ、まあ工場とか大学とかいうものだけではない、その他あらゆる意味において人口集中をもたらす施設というよりな文句が使つてあるのですが、だからそこらで何とか、ビルなんかあの狭い地域へやたらにどんどん建てたり、また、やたらにあの商店街が次から次へ狭いところへ押し合ひし合ひしてできたりするよう傾向というものは、やはりこういう法律を作る以上は、こういうもので何らかの面から——これは全面的にこれを規制できぬにしても、少しでもやはり規制していくというくらいなことを考えられなきや、私にはもう率直に言つて、こういう法律は何ら焼石に水というよりなものだろうと思つてます。

○政府委員(水野孝君) ただいまの御意見、ごもっともでございまして、都心集中を防止するという御意見に對しては、私どもも全く同感でございまして、私どもの方におきまして、都心集中を防止するために、たとえば御例示にございましたようなビルの建築を規制するとか、いろいろな法はいろいろかと思ひますが、そういう点もいろいろ研究してみたいでございしますが、實際問題としてそれを実施に移すといふことはなかなか困難なことでございまして、そこで私どももいたしましては、一つ、先ほど御答弁申し上げましたように、副都心を強化いたしました。副都心に環境のいい、健全なビジネス・センターを作る、そして都心に作るよりは副都心にそのビルなり健全な事務所が集まるようにする。そういうようなことを一つ大きな都市改造事業としてとりあえずやる。そういうようなことをまず第一にやるのが至当ではないか、というよりなことを私どもとしては考えまして、とりあえずその第一着手として、ただいま構想を練つて近く実施に移したいと思つているのでございまして、これは新宿の副都心の強化の問題でございまして、新宿におきましては御承知のように淀橋浄水場という、ああいう便利な場所になくていい施設がございまして、あれを別途郊外地帯に移転をいたしまして、その跡地約十萬坪ございまして、この十萬坪に第二、第三の丸ビル街を作つて、そして都心へ行かないで、新宿という所に環境のいい健全な業務街ができ上る、こういうよりな方途を一つぜひ講じていきたい、いろいろ具体案をたたいま練つておまして、近く何らかの具体案が打ち出せるのではないかと、いろいろ考へておられます。そういうよりな新宿、それに引き続いて池袋、五反田、そういうよりな問題も引き続き起つてくると思つてございまして、まあそういうよりな方向で、ただいま私どもはそういう都心集中を防止する一つの施策を講じてございまして、いろいろな方途でたたいまのような答弁を申し上げた次第でございまして。

○委員長(早川慎一君) 先ほど田中君の質問がありまして保留になつておりますが、委員長がお見えになりましたから御質問願ひます。

○田中一君 この法律は前国会で相当激しい論議があつたのでありましたが、中々中々でわれわれ参考人から聞いた意見を非常に妥当なるものであると見ていたわけなんです。大体条件付き賛成といふ形のものなんです。まああつてもいいだろうというよりな程度のもので、いいだろうというよりな程度のものにすぎないと思つてます。そこでこういう批評というか、批判あるいは意見を聞きになった政府としては、この法律の実施に當つて覚悟のほどを一つ聞きたいと思つてます。われわれが審議の過程においても申し上げたことは、全くの、さる法であるというよりなことです、実効がないというよりなことです、かしまあないよりいふであらうという程度のもので、いろいろ条文をごらんになると、いろいろ条文をすくなく翻つた除外例を設けるより

りもむしろ先に店ができてしまつて、そつちの方が繁昌しておるといふようなことで、道路はなかなか進んでおらないようなことでもあります。これは建設省としても非常に責任を感じる問題であります。すみやかに当初の計画通り道路を完成をさせるという事を督促しなければならぬと思ひまして、昨年の秋ごろから私は東京都の当局に反省を促し、すみやかに道路の目的を達するよう、役に立つような道路にするよう、役を急ぐことを命じておつたのであります。あそこをちよと敷寄屋橋の手前の朝日新聞の前の所のガードは、最近できたようでありまして、あれはできてはまだ道路として役に立たない、今、駐車場のよくなことに使つておるようでありませう。すみやかに道路を道路として役に立つようなものにさせることを一つ急がせたいと思ひます。そうしてその道路の下の使用については、すでにその権利関係ががらみだにきまつておるらしいのですけれども、公正にこれをさせるなら使用させるということ、ガラス張りでも何人も納得ができるような方法をもつて処理する、こういうことに指導をしていきたいと思つておられます。

ね。道路ということとはただらわべの看板であつて、やはり今のような形を初めから計画的にやつておる。しかも東京都もまたそれを知りながら計画的にこれと共謀してやつておる、共謀という言葉はちよと語弊がありますけれども、東京都もそれを知らず知らずやつておるという事は、これはもう否定できぬと思つたのです。で、そういうきつめて悪くつな計画的な脱法行為をやつて、しかも、その会社の重役なんかといふのを調べてみると、会長は原邦造、重役は後藤隆之助、大倉喜七郎、石坂泰三、藤山愛一郎といふような財界のお歴々がすらすらと名前を連ねている、これは実にけしからぬと思つておる、これは東京都民をばかにしている、實際なめておると思つたのです。それをこの東京のどまん中で堂々と大手を振つてやらしておいて、それで学校を制限するとか工場がどうとかいうような、そんなちやちやなことで、それはとても人口集中だとか雑踏の緩和とかといふようなことには、これは薬にしたくもならないようなことだと思つたのです。これは都民はみんな言つておられますけれども、さらにこういう法律を出すんだといふような詳しいことを聞いていたら、何をどぼけたことをやつておるんだ、あれはどりするんだ、こつちを言ふと思つた。だからあの高速道路の問題は、私はあらためてもう一日でも二日でも費して徹底的に究明しなければいかぬと思つた。今おつしやつた言葉の通り、これは何とか目に見えぬ対策を早急に講じていただきたいと思つたのです。ああいうことは実際あれを野放しで放つておいて、しかもあれ

で全くほろもつておるのですから、ぬれ手でアワをつかむよりもつとひどい、白昼公然と東京のどまん中で、しかも東京都と結託してやらしているといふようなことは、それは政府も結託しているといわれても私は反駁できぬと思つたのです。少くも首都圏整備という大きな建前でやつておられる政府としてはね。ぜひこれははつきりしていただきたい、特にお願いしておきます。

○重盛壽治君 今の高速道路の問題は別の機会にもつと基本的にお尋ねしたいし、要求したいと思つたこともあります。すから、これは留保しておきます。ただ一言言つておきますが、今秋山委員の言われるように、あの高速道路の下に商店ができるようにあなたを答弁しておるが、そうではなかつた。やつぱり高速道路は自動車をはりせる道路を作つて交通の緩和をすることが第一、従つてその下は何になるか、倉庫とかガレージにするか、それが基本的になつていたはずで、それがもし建設省あたりの監督で、あなたも下は商店にするのだといふ考えを持つておるとすると、やはり交通緩和の点から、あるいは都心地を整備する、という考え方が相当計画が違つてくると思つたのです。私は至急に御研究を願つておきたい。別の機会に基本的な御質問を申し上げますが、この今上程されておる本法案の既成市街地の人口を抑制しようといふこの案と、首都圏が出現しておるこの案と、建設省との関連性ですね、これをちよと一つ大臣に聞いておきたいと思つた。建設省はどつちかこれに対する関係があるのかないのか。

○國務大臣(遠藤三郎君) この案については建設省と密接な連絡をとりまして、建設省としては首都圏委員会がやつておられます事業を、一体になつて推進をするという態度でやつておるのではありません。

○重盛壽治君 推進しようという考え方はあるが、具体的にどういふ面を協力するかという点と、責任の点がないうけですね。たとえば知事が知事の権限の条項内で許可をしようとするときに、その上の機関といふことになる、文部省と通産省といふようなことになつてくるが、建設省の監督権といふものはどういふふうにあるのか、その点を一つ。

○政府委員(橋山俊夫君) 知事の許可をいたします場合につきましては、そのの国の監督機関をいたしましては内閣総理大臣が當つておられます。

○重盛壽治君 言葉じりをとらえるわけではないが、さつき建設次官がきて、次官に聞いたならば私には関係がないからと、こつちの程度、私は非常に関係の深い建設省が、その方の法律は何か首都圏審議会とかいふ方で作つておるので、私の方とは関係のないことなんだから、こつちの法律を作つても、やはりむしろ、この法律は一応首都圏整備委員会が作つても、建設省も運輸省も、通産省も、さつき内閣総理大臣がやるといつたが、ほんとうに内閣総理大臣がみずからやる気魄を持たなければ、こんな仕事はできません。総合的にやる仕事でなければ、首都圏審議会といふものが、せつかく法律にできたのだから、あれに何かやらしておかなければならぬまい、そんなこととてこんなものを作るならやらない方がいい。別の角度でほんとうに総合施策を内閣総理大臣が考へて、従つてこれに私はもう少し首都圏審議会といふものが、言いかえるならば遠藤建設大臣が、もつと力をもつてこれをやろうといふ決意がなければ、紙に書いた法律を作つても何の裏付けもないものを作つておるにすぎない、審議をするといふにはむだじやないか。局長は数歩前進したといふが、そんなものは半歩前進しているかどうか、なきにまざるというふうな程度です。私はさういふふうにお考えます。この点の考え方をやはり建設大臣あたりが踏み切つて、東京都、首都圏といふより、ほんとうに政治の中心である東京都を、都知事の権限といふより国の権限で、もつと作り上げるということでは少くとも国際的な都市とはいわれません。国際的に最も難路した、最もきつない都市であるといふことはいわれまますけれども、りつぱな東京都だといふことはいえない姿だと思つた。さういふことはどこからきておるのかといふと、やつぱり私は一緒になつておやりになつておるとまで言ひませぬけれども、政府が東京都を、ほんとうに政治の中心地の首都を作つておるといふ熱意に欠けておる。ああいう難路の姿、ああいう高梁道路を作つて、こんどは東京都が何か仕事をしよう、こんどは地下鉄を推進しようとする、その場所を出すところではない、交付金を出すところではない、起債のワクさえ希望通りにならぬといふような、こつちの状況では、なかなか首都圏の審議も、東京都の建設もで

の範囲が非常に広範になっておるので
すね。まあ全部がそうですが、特に一
番の「新設が、工業等制限区域内にお
ける人口の増大をもたらすこととなら
ない」と認められるとき。」とこうい
うことは一体どういふことを当てはめる
のか、それが一つ。これだけ都知事に
権限を与えてしかも「人口の増大をも
たらすこととならない」と認められると
き。」と、これはどういふ理由でもつけ
られるのです。そうすると、さきに
希望している二万数千人が人口の抑圧
にはならないということになって、実
際には骨抜き法律となつて、もつと露
骨に言へば利権の温床というよりな法
律にもなりかねない危険性があるよう
にも考えられる。御承知のように東京
都にも都会議員なんというものがあ
るし、あるいはその他いろいろ仕事をす
る向きにはかなり資本家の手も動く。
先ほど秋山さんの言われたように、高
速道路の幹部の顔ぶれを見てもわかる
が、そういう人たちの圧力によつて、
せつかくの人口抑制の効果がますます
あがらないという逆な姿が出てくるの
ではないかと思ひますが、その点のこ
とは御研究なされたことではないのか、
一応お聞きします。

○政府委員(水野峯君) 第八条の第一
号の関係をございしますが、この「人
口の増大をもたらすこととならない」
とこういふ場合はたとえば工場を作
る、学校を作る、これはもう人口増大
になるわけをございしますから、これは
当然その「人口の増大をもたらすこと
とならない」といふ場合ではないので
ございします。ここで考へておきますの
は、東京都の区域内にあります既存の
工場が古くなりまして、その工場をこ

わして同じ程度の規模の工場を別の場
所に作る、そうすると元のままの就業
者でございしますからこれは人口増大に
ならない。やはりこの法律の第一条に
ございしますように人口の増大を防止す
ると、これがこの法律の基本的な考え
方でございしますので、そういう例は
今申し上げましたようにきわめて少
いと思ひますけれども、そういう例
場合にはやはり許可するのが至当であ
る、そういう考え方でこの一号を挿入
したのでございまして、これはもうき
わめて例は少い。ただ第一条の目的に
もございしますので、その第一条の目的
から考えまして、許可するのが至当だ
というよりな場合もあり得ますので、
第一号を入れたのであります。

○重盛善治君 私ね、第一条のこと
は水野さんと逆を考へておるのです
ね。たとえば工場を大きくしてそうし
て機械化していき、今まで百人使つた
ものが三十人でやれる、工場が大き
くなるけれども、あなた方の趣旨は、人
間は、人口は逆に抑圧するのだから一
つ建てさしてくれ、よろしゅうござい
ます、建てる、しかし建ててしまつて
から、そういう予定ではあつたのだ
が、やはりこの機械ではうまくいかな
い、そういう衷をどんどんいけば、幾
らでも裏街道があるということを私は
言つてい。裏街道を突かれる危険性
がある。あとに罰則もあるが、その罰
則も一年未満の懲役、十万円以下の罰
金というように書いてある。これは私
は罰則が罰則なんかを作れということ
じゃありませんが、仕事をしようとし
て、どんどん仕事を増大していけば
わずかの間に収益が出てくる。こうい

うことを考へると、この法律はあらゆ
るところが抜け穴だらけで、完備した
法律でないというところを感ずるので
す。だから施行に當つては、よほどこ
の法律を上手に使うといふことを考へ
なければ、先ほど言ひましたように、
温床になつてみたり、法律を作つてみ
たが何ら意味がないといふことにな
つては私にはならぬと思ひます。これは私は言
いかねば、結局基本的な問題に關連
するけれども、首都圏側がこれまで
法律案に、委員長の言うことを聞くと
大へんお苦勞であつたようですから、
大へん御苦勞であつたけれども、それ
でもなおかつ首都圏が弱腰で、かなり
痛めつけられて仕方なく作り上げた
といふ感じの法案のように私は考へるの
で、一歩前進か半歩前進か知らぬが、
そういう点からもう少し研究しなければ
ならぬじゃないかと、こう考へるの
ですが、この点どこから特に圧力が
加つたといふことではないのですか。

○國務大臣(遠藤三郎君) ただいまの
お尋ねであります、その一つの点は
東京都にいろいろな市會議員や都會議
員やなんかありまして、政治的になか
なか筋の通つた解決ができなくなるの
ではないかといふ問題であります、
この問題については嚴重に監督をして
参る考へております。さらにまた建築
の場合に、先に建ててしまつて、もう
しようがないじゃないかといふような
ことが、一つの心配でありますけれど
も、この問題は今の建築基準法の一つ
の穴であつたのであります。現在東京
都内で建築基準法違反の建物をどん
どん作つてしまつて、そうしてもうで
きませんでしたからいいんじゃないかとい
うことで、すわり込んでしまつてい

事例がたくさんありますので、実は今
回、ただいま提案をしておりますが、
建築基準法の改正をしまして、違反建
築を直ちに撤去させる、そういう法律
の改正を今提案をしております。そう
いう面からも既成事実を作つてすわり
込んでしまつたといつたような、何人
が見ても非常に不合理なことをそのま
ま見逃していくよりなことをしないよ
うにして、基準法の上においても厳格
にその法律が助行できるように改正案
を今用意して、御審議を願おうと思
ひます。そういうことを
おるわけでありまして、そういうこと
いろいろ総合的に勘案をいたしまし
て、そしてこの法律の趣旨を達成する
ことができるように努めて参りたいと
思ひます。

○重盛善治君 私は、この既成市街地
の人口を抑圧しようといふことは、先
ほどから各委員が言われるように抜本
的、総合的態勢を作り上げていかな
ければならぬし、それとの関連性にお
いて市街地開発がどれくらい進んで
いるかといふこと、せつかく市街地
にきめればその市長が中心になつて
汚職をやつておるような姿等も現れ
ておるようだから、これとの関連にお
いていろいろお聞きしたい。また私ど
もの方針も述べたいと思ひますが、皆
さんお忙しい向きもあるようでありま
すからこれは別に留保いたしておきま
す。

えておるのか、それを一つ。
○政府委員(水野峯君) ごもつともな
御意見でございまして、私も工業衛
星都市の育成助長を強力にはかつて
く、いろいろことをせひこの法律と並
行いたしました実施をいたさなければ
ならないのでございします。そこでこの
工業衛星都市の育成助長対策をいたし
まして、まず第一に考へております
は、首都圏内の重要連絡幹線道路網を
根本的に整備していき。そこで昭和
三十二年を初年度といたしてござい
ますが、約六百億円の総事業費をもち
ましてこの重要連絡幹線道路網を整備
していき。そういたしますと、工業衛
星都市と東京との連絡が非常に便利に
なる、そういうことによりまして工場
も誘致しやすくなる。こういうことを
第一に考へておるのでございまして、
三十二年度、三十三年度、三十四年
度はたまたま御審議をいたしてござ
います。この重要連絡幹線道路網の整備
も着々軌道に乗つてつある状況でござ
います。

それから第二の対策をいたしまして
は、工業衛星都市の建設でござい
ますので、相当大規模な工業団地を取
得成をいたしまして、できるだけ低廉
な価格でこれを工場経営者に分譲す
る、譲渡をする、こういうようなこと
は重要なこととございまして、これには
やはり何といひましても公的な機関が、
そういう工場団地の中核となる土地に
つきましては、みずから取得造成して
いき。こういふことで日本住宅公団
に三十二年度からこのような工場用地
の取得造成事業を実施せしめておるの
でございします。それで八王子等の市街
地開発地におきまして、目下この工場

昭和三十四年二月二十四日印刷

昭和三十四年二月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局